

II 小学校と中学校における出席停止の取扱い

	基準	出席停止期間
①	<u>陽性</u> と判明した場合	有症状患者 ・発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には <u>8日目から解除可能。</u> 無症状患者 ・検体採取日から7日間を経過した場合には <u>8日目に療養解除可能。</u>
②	<u>濃厚接触者</u> と判断された場合	原則、感染者と最後に接触した日を0日として <u>5日間とする。</u>
③	<u>PCR検査を受けた場合</u> ※ 濃厚接触者以外	<u>検査結果が判明するまでの期間</u>
④	<u>発熱、咳、のどの痛み、強いだるさ(倦怠感)、息苦しさ(呼吸困難)、鼻水、鼻づまり、嗅覚・味覚異常、頭痛、下痢 などの かぜの症状</u> がある場合	<u>医師が必要と認める期間</u> ※ 病院を受診した日や受診の相談をした日も、出席停止となります。 ただし、「 <u>受診や受診相談をしない場合</u> 」や、「 <u>新型コロナウイルス感染症以外の診断が出た場合の翌日からの欠席</u> 」は、 <u>通常の欠席(*)</u> となります。
⑤	その他、 <u>校長が出席停止を必要と認める場合</u>	<u>校長が必要と認める期間</u>
⑥	新型コロナワクチン <u>接種</u> を受けるにあたり、 <u>どうしても休まなければいけない場合</u>	<u>接種日当日</u>
⑦	副反応であるかに関わらず、 <u>接種後、発熱等のかぜの症状が見られる場合</u>	<u>その症状が回復する期間</u>
⑧	その他、 <u>接種後⑦以外の症状</u> があり、 <u>校長が出席停止を必要と認める場合</u>	<u>校長が必要と認める期間</u>

「*」については、令和3年8月24日以降、診断後も登校を控えてもらう場合は、「通常の欠席」とせず「出席停止」の扱いとなっています。